【閲覧資料】

附 属 機 関 等 の 概 要

（1面）

1 名　　称	宮崎県生涯学習審議会 （平成30年8月28日から休止）	
2 区　　分	■ 附属機関（地方自治法第138条の4第3項に基づくもの） □ 私的諮問機関（有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等）	
3 設 置 根 拠	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条 （宮崎県生涯学習審議会条例第1条）	
4 設 置 目 的	生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議すること。	
5 担 任 事 務 （協 議 事 項）	①教育委員会または知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議すること。 ②上記に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会または知事に建議すること。	
6 会議の開催状況 （令和６年度）	① 開催期日 開催実績なし ② 主な審議事項	
7 会議の公開 （ 傍 聴 ）	公開（傍聴）の状況	■ 公開（傍聴可） □ 非公開（傍聴不可） （ 非公開の理由 ） □ 未定
	議事録又は議事概要等の公表	□ 有り 閲覧場所： 県庁ホームページへの掲載： □ 有り □ 無し ■ 無し □ 未定
8 所管課（室）名	教育庁 生涯学習課 生涯学習推進担当 電　話：内線 3314 （直通）0985－26－7244	

9　構成員の名簿

令和7年3月31日現在

区　分	氏　名	所属等	備考 （専門部会等）